「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段となっている。 平成18年12月に国連総会で採択された障害者権利条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、手話は言語であることが国際的にも認知されている。

日本政府は障害者権利条約の批准に向けて、平成23年8月に成立した改正 障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の 意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」として手話が言語 であることを法的にも認め、本年1月20日に障害者権利条約を批准し、2月 19日に障害者権利条約が発効した。

こうした背景とあわせ、障害者基本法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を国として実現することが必要である。

よって、国及び政府におかれては、上記の趣旨を踏まえた「手話言語法(仮称)」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月2日

島根県雲南市議会